

# 社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

### (報 酬)

第3条 役員等には、勤務形態並びに本会の会議等の出席に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、別表1の報酬を支給する。
- (2) 常勤役員（以下「常務理事」という。）については、報酬及び期末勤勉手当、通勤手当を支給する。

### (旅 費)

第4条 会長、副会長、常務理事以外の役員等が、その職務のため、本会の会議等に出席したときは、役職員等の旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等が職務のため市外に出張するときは、役職員等の旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

### (常務理事の報酬等の算定方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 期末勤勉手当については、職員の支給割合表に準じて支給する。
- (3) 通勤手当については、職員の給与及び退職手当に関する規程第10条の規定に準じて支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、祝祭日又は土曜日にあたるときは、職員の給与及び退職手当に関する規程第6条第1項に準じた日とする。
- (2) 期末勤勉手当については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

○会長、副会長、常務理事

役職名	報酬額基準 (月額)
会長	150,000円以内
副会長	25,000円以内
常勤役員(常務理事)	350,000円以内

○理事、監事

役職名	報酬額 (出席1回につき)
理事	5,000円
監事	5,000円
	決算監査: 50,000円